

第143期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

当行の新株予約権等に関する事項

株主資本等変動計算書

個別注記表

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

株式会社 清水銀行

「当行の新株予約権等に関する事項」、「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」、「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」につきましては、法令および定款第17条の規定に基づき、当行ホームページ (<http://www.shimizubank.co.jp/>) に掲載することにより株主の皆さまに提供しております。

当行の新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外役員を除く)	<ul style="list-style-type: none"> ①新株予約権の名称 株式会社清水銀行 第1回新株予約権 ②新株予約権の割当日 平成27年8月3日 ③新株予約権の総数 529個 ④新株予約権の目的となる株式の種類及び数 当行普通株式 5,290株 ⑤新株予約権の行使期間 平成27年8月4日から平成52年8月3日まで ⑥権利行使価格 1株当たり1円 ⑦新株予約権の行使の条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。 	8名
	<ul style="list-style-type: none"> ①新株予約権の名称 株式会社清水銀行 第2回新株予約権 ②新株予約権の割当日 平成28年8月1日 ③新株予約権の総数 838個 ④新株予約権の目的となる株式の種類及び数 当行普通株式 8,380株 ⑤新株予約権の行使期間 平成28年8月2日から平成53年8月1日まで ⑥権利行使価格 1株当たり1円 ⑦新株予約権の行使の条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。 	8名

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外役員を除く)	①新株予約権の名称 株式会社清水銀行 第3回新株予約権 ②新株予約権の割当日 平成29年7月31日 ③新株予約権の総数 446個 ④新株予約権の目的となる株式の種類及び数 当行普通株式 4,460株 ⑤新株予約権の行使期間 平成29年8月1日から平成54年7月31日まで ⑥権利行使価格 1株当たり1円 ⑦新株予約権の行使の条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。	8名
社外取締役	—	—
監査役	—	—

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等
該当ありません。

第143期 株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 準 備 金	利 益 剰 余 金		利 益 剰 余 金 合 計
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計		そ の 他 利 益 剰 余 金	繰 越 利 益 剰 余 金	
当期首残高	8,670	5,267	5,267	8,670	48,632	3,827	61,129
当期変動額							
剰余金の配当						△572	△572
別途積立金の積立					2,000	△2,000	－
当期純利益						2,573	2,573
自己株式の取得							
自己株式の処分						△7	△7
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	－	－	－	－	2,000	△5	1,994
当期末残高	8,670	5,267	5,267	8,670	50,632	3,822	63,124

(単位：百万円)

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等			新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当期首残高	△300	74,767	3,452	28	3,480	41	78,289
当期変動額							
剰余金の配当		△572					△572
別途積立金の積立		－					－
当期純利益		2,573					2,573
自己株式の取得	△2	△2					△2
自己株式の処分	20	13					13
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			△133	△9	△143	1	△141
当期変動額合計	17	2,011	△133	△9	△143	1	1,869
当期末残高	△283	76,778	3,318	18	3,337	42	80,159

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 5年～50年

そ の 他 3年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のは零としております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 平成24年7月4日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異： 各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から損益処理

(4) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

7. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日。以下、「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 平成14年7月29日。以下、「業種別監査委員会報告第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う先物為替予約等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

8. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式総額 429百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,122百万円、延滞債権額は16,681百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は174百万円であります。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は2,555百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は20,534百万円であります。
なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、8,990百万円であります。
7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	56,226百万円
現金預け金（その他資産）	69百万円

担保資産に対応する債務

預金	9,733百万円
借入金	50,800百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、現金9,700百万円及び有価証券1,005百万円を差し入れております。

また、その他の資産には、保証金576百万円が含まれております。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、293,192百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が292,198百万円あります。

上記の未実行残高には、総合口座取引の未実行残高111,771百万円が含まれております。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

- | | |
|---|-----------|
| 9. 有形固定資産の減価償却累計額 | 19,934百万円 |
| 10. 有形固定資産の圧縮記帳額 | 422百万円 |
| 11. 社債10,000百万円は劣後特約付社債であります。 | |
| 12. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は5,640百万円であります。 | |
| 13. 関係会社に対する金銭債権総額 | 5,559百万円 |
| 14. 関係会社に対する金銭債務総額 | 4,828百万円 |

(損益計算書関係)

- | | |
|-----------------------|--------|
| 1. 関係会社との取引による収益 | |
| 資金運用取引に係る収益総額 | 525百万円 |
| 役務取引等に係る収益総額 | 22百万円 |
| その他業務・その他経常取引に係る収益総額 | 28百万円 |
| 関係会社との取引による費用 | |
| 資金調達取引に係る費用総額 | 51百万円 |
| 役務取引等に係る費用総額 | 42百万円 |
| その他業務・その他経常取引等に係る費用総額 | 687百万円 |

2. 使用方法の変更により、以下の資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額54百万円を「減損損失」として特別損失に計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失
静岡県内	営業店舗6か所	土地	20百万円
		建物及び動産	33百万円
		(うち建物	25百万円)
合計			54百万円
			(うち土地 20百万円)
			(うち建物 25百万円)

減損損失の算定にあたり、管理会計上の最小区分である営業店単位（ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位）でグルーピングを行っております。また、遊休資産については、各々独立した単位として取り扱っております。

なお、当該資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、「不動産鑑定評価基準」等に基づいて評価した額から処分費用見込額を控除して算定しております。

(株主資本等変動計算書関係)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘 要
自己株式					
普通株式	64,366	781	4,320	60,827	(注)
合 計	64,366	781	4,320	60,827	

(注) 変動事由の概要

増加数の内訳は次のとおりであります。

 単元未満株式の買取りによる増加 781株

減少数の内訳は次のとおりであります。

 ストック・オプションの権利行使による減少 4,320株

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

1. 売買目的有価証券 (平成30年3月31日現在)

	当事業年度の損益に含まれた 評価差額 (百万円)
売 買 目 的 有 価 証 券	△0

2. 満期保有目的の債券 (平成30年3月31日現在)

	種 類	貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
時価が貸借対照表計上額 を超えるもの	国 債	—	—	—
	地 方 債	—	—	—
	社 債	—	—	—
	そ の 他	2,000	2,002	2
	外 国 債 券	2,000	2,002	2
	小 計	2,000	2,002	2
時価が貸借対照表計上額 を超えないもの	国 債	—	—	—
	地 方 債	—	—	—
	社 債	—	—	—
	そ の 他	—	—	—
	外 国 債 券	—	—	—
	小 計	—	—	—
合 計		2,000	2,002	2

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（平成30年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
子会社・子法人等株式	—	—	—
関連法人等株式	—	—	—
合 計	—	—	—

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式	429
関連法人等株式	—
合 計	429

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社・子法人等株式及び関連法人等株式」には含めておりません。

4. その他有価証券（平成30年3月31日現在）

	種 類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差 額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	株 式	17,933	12,838	5,094
	債 券	161,425	159,803	1,622
	国 債	47,447	46,736	710
	地 方 債	36,118	35,856	261
	社 債	77,859	77,209	650
	そ の 他	22,827	22,518	308
	外 国 債 券	11,142	11,024	118
	小 計	202,185	195,160	7,025
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	株 式	2,281	2,465	△184
	債 券	21,056	21,102	△45
	国 債	6,098	6,111	△13
	地 方 債	8,990	9,015	△24
	社 債	5,968	5,976	△8
	そ の 他	78,362	80,711	△2,349
	外 国 債 券	56,778	57,924	△1,146
	小 計	101,700	104,280	△2,579
合 計		303,886	299,440	4,445

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	貸借対照表計上額 (百万円)
株式	1,416
その他	370
合 計	1,787

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

5. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）
該当ありません。

6. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
株 式	3,684	1,001	－
債 券	57,889	369	405
国 債	39,690	59	404
地 方 債	9,685	135	1
社 債	8,513	174	－
そ の 他	95,950	723	391
外 国 債 券	90,683	690	261
合 計	157,525	2,094	797

7. 減損処理を行った有価証券
該当ありません。

（金銭の信託関係）

1. 運用目的の金銭の信託（平成30年3月31日現在）
該当ありません。
2. 満期保有目的の金銭の信託（平成30年3月31日現在）
該当ありません。
3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成30年3月31日現在）

	貸借対照表 計上額（百万円）	取得原価 （百万円）	差 額 （百万円）	うち貸借対照表 計上額が取得 原価を超える もの（百万円）	うち貸借対照表 計上額が取得 原価を超えない もの（百万円）
そ の 他 の 金 銭 の 信 託	1,200	1,200	－	－	－

（注）「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	1,492百万円
退職給付引当金	1,272
有価証券償却	390
ソフトウェア等償却	237
土地評価損	204
賞与引当金	138
減価償却	93
繰延消費税	44
その他	217
繰延税金資産小計	<u>4,091</u>
評価性引当額	<u>△1,176</u>
繰延税金資産合計	2,915
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△1,127
退職給付信託設定差益	△254
その他	△83
繰延税金負債合計	<u>△1,465</u>
繰延税金資産の純額	<u>1,449</u> 百万円

(関連当事者との取引)

1. 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

属 性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
子会社	清水信用保証株式会社	所有 直接100%	貸出金の被保証 (注1) 役員の兼任	当行の住宅ローン 債権等に対する被 保証(注2)	218,442 (注3)	-	-

- (注) 1. 当行は、清水信用保証株式会社より、住宅ローン債権等に対する保証を受けております。
 2. 保証条件は、保証対象となっている住宅ローン等の信用リスク等を勘案し、決定しております。
 3. 取引金額は、当事業年度末の被保証残高を記載しております。

2. 役員及び個人主要株主等

(単位：百万円)

属 性	会社等の 名称又は氏名	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
役員及び その近親者	鈴木 興平	被所有 直接0.11%	当行元取締役 鈴木壽美子の配偶者	本人に対する貸出 (注1)	-	貸出金	37
役員及び その近親 者が議決 権の過半 数を所有 している 会社等	鈴与株式会 社(注2)	被所有 直接4.98%	与信取引先	同社に対する貸出 (注1、3) 利息の受取 (注1)	12	貸出金	8,442
	鈴与商事株 式会社 (注2)	被所有 直接0.40%	与信取引先	同社に対する貸出 (注1)	-	貸出金	2,276
	株式会社 イワタ (注2)	被所有 直接0.00%	与信取引先	同社に対する貸出 (注1、3)	-	貸出金	968
	富士宮通運 株 式 会 社 (注2)	-	与信取引先	同社に対する貸出 (注1、3)	-	貸出金	579
	静岡エアコ ミュ ー タ 株 式 会 社 (注2)	-	与信取引先	同社に対する貸出 (注1)	-	貸出金	27
	鈴与システ ムテクノロ ジー株式会 社(注2)	-	与信取引先	同社に対する貸出 (注1)	-	貸出金	68

属 性	会社等の 名称又は氏名	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
役員及び その近親 者が議決 権の過半 数を所有 している 会社等	株式会社フジドリームエアラインズ(注2)	—	与信取引先	同社に対する債務保証(注1)	—	支払承諾見返	286
	SSKセールス株式会社(注2)	—	与信取引先	同社に対する貸出(注1)	—	貸出金	150
	鈴与ホールディングス株式会社(注2)	—	与信取引先	同社に対する貸出(注1)	—	貸出金	100
	鈴与興産株式会社(注2)	—	与信取引先	同社に対する貸出(注1、3)	—	貸出金	1,310
	エスエスケイフーズ株式会社(注2)	被所有 直接0.00%	与信取引先	同社に対する貸出(注1、3)	—	貸出金	775
	中日本バンリース株式会社(注2)	被所有 直接0.00%	与信取引先 役員の兼任	同社に対する貸出(注1)	—	貸出金	1,819
	清水倉庫株式会社(注2)	被所有 直接0.16%	与信取引先	同社に対する貸出(注1、3)	20	貸出金	20
	柏興業株式会社(注2)	被所有 直接0.00%	与信取引先	同社に対する貸出(注1)	—	貸出金	100
	鈴与自動車運送株式会社(注2)	被所有 直接0.08%	与信取引先	同社に対する貸出(注1、3)	—	貸出金	760
	清水運送株式会社(注2)	被所有 直接0.04%	与信取引先	同社に対する貸出(注1、3)	—	貸出金	591
柏栄トランス株式会社(注2)	被所有 直接0.00%	与信取引先	同社に対する貸出(注1、3)	20	貸出金	239	

属 性	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	鈴与シンフォート株式会社(注2)	被所有 直接0.17%	与信取引先	同社に対する貸出(注1、3)	—	貸出金	245
	鈴与建設株式会社(注2)	被所有 直接0.15%	与信取引先	同社に対する貸出(注1、3)	—	貸出金	100
	鈴与セキュリティサービス株式会社(注2)	被所有 直接0.00%	与信取引先	同社に対する貸出(注1)	—	貸出金	20
	鈴与地所株式会社(注2)	—	与信取引先	同社に対する貸出(注1、3)	150	貸出金	489
	静岡ビルサービス株式会社(注2)	—	与信取引先	同社に対する貸出(注1、3)	—	貸出金	158

- (注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針は一般取引先と同様であります。
2. 当行元取締役鈴木壽美子氏及びその近親者が議決権の過半数を保有している会社であります。
3. 貸出取引に対する担保として、不動産を受け入れております。
4. 取引金額のうち当座貸越については、純増額を記載しております。
5. 取引金額には消費税等が含まれておりません。
6. 平成29年6月23日付で鈴木壽美子氏が当行取締役を退任しておりますので、取引金額については退任日までの金額を、期末残高については退任日の残高を記載しております。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	8,398円51銭
1株当たりの当期純利益金額	269円79銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	269円41銭

(ストック・オプション等関係)

連結計算書類における注記事項に記載しております。

第143期 連結株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	8,670	5,272	63,608	△300	77,250
当期変動額					
剰余金の配当			△572		△572
親会社株主に帰属する当期純利益			2,332		2,332
自己株式の取得				△2	△2
自己株式の処分		△7		20	13
連結子会社株式の取得による持分の増減		248			248
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	241	1,760	17	2,019
当期末残高	8,670	5,514	65,368	△283	79,270

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非 支 配 株 主 持 分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
当期首残高	3,496	28	△598	2,926	41	1,440	81,659
当期変動額							
剰余金の配当							△572
親会社株主に帰属する当期純利益							2,332
自己株式の取得							△2
自己株式の処分							13
連結子会社株式の取得による持分の増減							248
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△143	△9	279	125	1	△202	△75
当期変動額合計	△143	△9	279	125	1	△202	1,943
当期末残高	3,352	18	△319	3,052	42	1,237	83,602

連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類の作成方針

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結される子会社及び子法人等 7社

会社名

清水ビジネスサービス株式会社

清水銀キャリアアップ株式会社

清水総合メンテナンス株式会社

株式会社清水地域経済研究センター

清水信用保証株式会社

清水リース&カード株式会社

清水総合コンピュータサービス株式会社

② 非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

② 持分法適用の関連法人等

該当ありません。

③ 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

④ 持分法非適用の関連法人等

該当ありません。

(3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。

3月末日 7社

会計方針に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

当行の商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については原則として連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

当行のデリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建	物	5年～50年	
そ	の	他	3年～20年

連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 平成24年7月4日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(7) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、連結子会社7社の役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(8) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

当行の睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(9) 退職給付に係る会計処理の方法

当行の退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

なお、連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(10) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(11) リース取引の収益・費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益・費用の計上基準については、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(12) 重要なヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日。以下、「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 平成14年7月29日。以下、「業種別監査委員会報告第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う先物為替予約等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

(13) 消費税等の会計処理

当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

未適用の会計基準等

〔税効果会計に係る会計基準の適用指針〕（企業会計基準適用指針第28号 平成30年2月16日）

〔繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針〕（企業会計基準適用指針第26号 平成30年2月16日）

(1) 概要

個別財務諸表における子会社株式等に係る将来加算一時差異の取扱いが見直され、また（分類1）に該当する企業における繰延税金資産の回収可能性に関する取扱いの明確化が行われております。

(2) 適用予定日

平成31年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による影響は、評価中であります。

〔収益認識に関する会計基準〕（企業会計基準第29号 平成30年3月30日）

〔収益認識に関する会計基準の適用指針〕（企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日）

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

平成34年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による影響は、評価中であります。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,485百万円、延滞債権額は16,788百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

2. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は174百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は2,555百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

4. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は21,003百万円であります。

なお、上記1. から4. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

5. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、8,990百万円であります。
6. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	56,226百万円
リース債権及びリース投資資産	330百万円
現金預け金（その他資産）	69百万円
担保資産に対応する債務	
預金	9,733百万円
借入金	50,996百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、現金9,700百万円及び有価証券1,005百万円を差し入れております。

また、その他資産には、保証金593百万円が含まれております。

7. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、295,585百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が294,590百万円あります。

上記の未実行残高には、総合口座取引の未実行残高111,771百万円が含まれております。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

8. 有形固定資産の減価償却累計額 20,873百万円

9. 有形固定資産の圧縮記帳額 422百万円

10. 社債10,000百万円は劣後特約付社債であります。

11. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は5,640百万円であります。

(連結損益計算書関係)

1. 「その他経常収益」には、株式等売却益1,001百万円を含んでおります。
2. 「その他の経常費用」には、株式等売却損54百万円を含んでおります。
3. 使用方法の変更により、以下の資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額54百万円を「減損損失」として特別損失に計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失	
静岡県内	営業店舗6か所	土地	20百万円	
		建物及び動産	33百万円	
		(うち建物	25百万円)	
合計			54百万円	
			(うち土地	20百万円)
			(うち建物	25百万円)

当行及び連結子会社は、減損損失の算定にあたり、管理会計上の最小区分である営業店単位（ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位）でグルーピングを行っております。また、遊休資産については、各々独立した単位として取り扱っております。

なお、当該資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、「不動産鑑定評価基準」等に基づいて評価した額から処分費用見込額を控除して算定しております。

(連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計 年度末株式数	摘 要
発行済株式					
普通株式	9,600,218	－	－	9,600,218	
合 計	9,600,218	－	－	9,600,218	
自己株式					
普通株式	64,366	781	4,320	60,827	(注)
合 計	64,366	781	4,320	60,827	

(注) 変動事由の概要

増加数の内訳は次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 781株

減少数の内訳は次のとおりであります。

ストック・オプションの権利行使による減少 4,320株

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権 の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数 (株)			当連結会計 年度末残高 (百万円)	摘要
			当連結会計 年度期首	当連結会計年度 増加	当連結会計 年度末 減少		
当行	ストック・オプ ションとしての 新株予約権		－			42	
	合 計		－			42	

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基 準 日	効力発生日
平成29年6月23日 定時株主総会	普通株式	286百万円	30円	平成29年3月31日	平成29年6月26日
平成29年11月10日 取締役会	普通株式	286百万円	30円	平成29年9月30日	平成29年12月8日
合計		572百万円			

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成30年6月22日 定時株主総会	普通株式	286百万円	利益 剰余金	30円	平成30年3月31日	平成30年6月25日

なお、上記については、平成30年6月22日開催の定時株主総会の議案として提案しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、銀行業務を中心にリース業務・クレジットカード業務などの金融サービスに係る業務を行っております。当行では、金利変動を伴う金融資産及び金融負債を有しているため、金利変動リスクの回避等を目的として、資産・負債の総合的管理（ALM）を行っており、その一環として、デリバティブ取引を行っております。

また、当行の一部の連結子会社には、信用保証業務を行っている子会社があります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産は、主に貸出金及び有価証券であり、金融負債では、主に預金、借入金及び社債となっております。また、リース業務を行う連結子会社において、リース資産を保有しております。

貸出金は、主として国内の取引先に対するものであり、顧客の債務不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。貸出金は、経済環境等の状況変化により、契約条件に従った債務履行がなされない可能性があります。

有価証券は、主に債券、株式、投資信託であり、純投資目的及び事業推進目的で保有しているほか、商品有価証券を売買目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利変動リスク、価格変動リスクに、外貨建債券については為替変動リスクに晒されております。

預金、借入金及び社債は、一定の環境の下で当行及び当行グループが市場で調達できない場合、支払期日にその支払を実行できなくなるなど、流動性リスクに晒されております。

当行の保有する金融商品は、資産・負債ともに変動金利または期間1年以内の短期間のもので資金運用及び資金調達を中心となっております。固定金利による資金運用及び資金調達については、金利変動リスクに晒されていることから、円金利スワップ取引を行うことによって当該リスクを回避しております。

外貨建債権債務については、為替変動リスクに晒されており、先物為替予約等を行うことにより当該リスクを回避しております。

ALMの一環として、デリバティブ取引（円金利スワップ取引）を行っております。当行では、これらをヘッジ手段として、ヘッジ対象である預金・貸出金に係る金利変動リスクに対してヘッジ会計を適用しております。

ヘッジ有効性評価の方法に関しては、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

キャッシュ・フローを固定するヘッジについて、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

一部の連結子会社では、貸出金や株式による資金運用及び借入金による資金調達を行っております。当該金融商品は金利変動リスク、流動性リスク、価格変動リスク及び信用リスク等に晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当行グループでは、経営の健全性を確保するため、「統合的リスク管理規程」を定め、統合的リスク管理態勢を構築しております。これに基づき、各リスクカテゴリーにリスク所管部門を設置するとともに、具体的な管理の方法等を定めた、リスク管理規則及びリスク管理手続等を制定しております。また、当行が抱えるリスクを一元的に管理するため、総合統括部にリスク統括室を設置しております。

① 信用リスクの管理

当行グループは、「統合的リスク管理規程」に基づき、審査部をリスク所管部門としております。

信用リスクに関する各種の情報については、速やかに取締役会等に報告がなされ、的確かつ迅速な与信判断を行うことができる態勢としております。

また、貸出先の信用リスクを統一的な尺度で測るため信用格付制度を導入し、リスク量の計測や適切なポートフォリオ管理に努め、リスクの分散と安定した収益確保に努めております。

② 市場リスクの管理

i. 金利リスクの管理

当行では、金利リスクは、市場リスクの一つとして位置付け、管理しております。市場リスク管理については、取締役会にて承認された「統合的リスク管理規程」において、総合統括部リスク統括室をリスク所管部門としております。債券等の時価評価及び金利リスクに関する情報は日次管理しており、総合統括部担当取締役、市場営業部担当取締役に報告されております。

預金、貸出金及びオフバランス取引等の金利リスクについては、月次管理しております。

これら金利リスクの状況は、ALM体制の枠組みの中で、月次で経営会議及びALM収益管理委員会に報告されております。

連結子会社の金利リスクについては、資産・負債の構成が、銀行単体に比して少額であることから、リスク計測をしておりません。

ii. 為替リスクの管理

当行では、為替の変動リスクに関して、外貨建資産及び負債ごとに管理しており、先物為替予約等を利用し、リスク回避を行っております。

iii. 価格変動リスクの管理

当行では、出資等または株式等エクスポージャーは、市場リスクの一つとして位置付け、管理しております。

株式等の時価評価及び価格変動リスクに関する情報は日次管理しており、総合統括部担当取締役、市場営業部担当取締役に報告されております。

出資等または株式等エクスポージャーの価格変動リスクについては、他の市場リスクのリスクファクターとともに、経営会議やALM収益管理委員会に報告されております。

連結子会社の保有する出資等または株式等エクスポージャーは、非上場株式が中心であり、価格変動の影響が軽微であることから、リスク計測を行っておりません。

iv. デリバティブ取引

当行では、デリバティブ取引に関して、当行の金利変動等のリスクヘッジを目的としてデリバティブ取引に取り組んでおり、仕組みが複雑で投機的な取引は行わない方針であります。デリバティブ取引の状況については、月次で管理しており、ALM体制の枠組みの中で、経営会議、ALM収益管理委員会に報告されております。

v. 市場リスクに係る定量的情報

(ア) トレーディング目的の金融商品

当行グループにおいて、売買目的有価証券を有する会社は当行のみであります。売買目的有価証券として保有している有価証券は「商品有価証券」であり、当該有価証券のリスク管理については、バリュー・アット・リスク (VaR) を用いて算出しております。

VaRの算定にあたっては、分散共分散法 (保有期間20日、信頼区間99%、観測期間720日) を採用しており、平成30年3月31日におけるVaRは3百万円であります。

(イ) トレーディング目的以外の金融商品

当行グループにおいて、主要なリスク変数である金利リスク及び価格変動リスクの影響を受ける主な金融商品は、「貸出金」、「有価証券」の債券、株式及び投資信託、「預金」、「社債」、及び「デリバティブ取引」のうちの金利スワップ取引であります。なお、当行グループのうち、当行以外では、金利リスク及び価格変動リスクの影響を受ける金融商品の保有額が僅少であるため、リスク管理の対象としておりません。

これらの金融資産及び金融負債について、金利の変動リスク及び価格変動リスクの管理にあたり、VaRを用いて定量的に分析し、内部管理に利用しております。

VaRの算定にあたっては、分散共分散法 (信頼区間99%、観測期間720日) を採用しております。保有期間については、金融商品の保有目的などに応じて20日、60日、240日のいずれかを適用しております。

平成30年3月31日におけるVaRは、貸出金、有価証券、預金及び金利スワップ取引の合計で18,919百万円であります。

上記 (ア) (イ) のVaRは、過去の相場変動を基に統計的な手法で算出した、一定の確率で発生しうる市場リスク量を表しており、過去の観測期間内の相場変動に比して著しく大きな変動を伴う市場環境においては、そのリスクを正確に捕捉できない場合があります。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成30年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（(注2)参照）。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	60,662	60,662	－
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	2,000	2,002	2
その他有価証券	303,988	303,988	－
(3) 貸出金	1,092,046		
貸倒引当金（*1）	△6,678		
	1,085,367	1,086,537	1,169
資産計	1,452,019	1,453,191	1,172
(1) 預金	1,346,641	1,346,857	215
(2) 借入金	58,471	58,481	10
(3) 社債	10,000	10,021	21
負債計	1,415,112	1,415,360	247
デリバティブ取引（*2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(152)	(152)	－
ヘッジ会計が適用されているもの	28	28	－
デリバティブ取引計	(123)	(123)	－

（*1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（*2）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

現金預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

自行保証付私募債は、貸出金に準じた方法で時価を算定しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行及び連結子会社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、約定期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 社債

当行の発行する社債の時価は、市場価格（第三者機関が公表する債券標準価格）によっております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利スワップ）、通貨関連取引（先物為替予約）、信用関連取引（クレジット・デリバティブ）等であり、割引現在価値により算出した価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(2) その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
① 非上場株式(*1)(*2)	1,417
② 組合出資金等(*3)	370
合計	1,787

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 当連結会計年度において、非上場株式について減損処理を行ったものではありません。

(*3) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	39,526	—	—	—	—	—
有価証券	26,982	22,809	36,010	49,882	90,221	26,497
満期保有目的の債券	2,000	—	—	—	—	—
その他有価証券のうち 満期があるもの	24,982	22,809	36,010	49,882	90,221	26,497
貸出金(*)	103,451	87,627	122,725	76,070	98,060	474,978
合計	169,960	110,437	158,735	125,953	188,282	501,476

(*) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない18,273百万円、期間の定めのないもの110,858百万円は含めておりません。

(注4) 預金、社債及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金(*)	1,248,510	79,547	18,583	0	—	—
借入金	13,137	28,933	16,237	163	—	—
社債	—	—	—	10,000	—	—
合計	1,261,647	108,481	34,820	10,163	—	—

(*) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

1. 売買目的有価証券 (平成30年3月31日現在)

	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	△0

2. 満期保有目的の債券 (平成30年3月31日現在)

	種 類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計 上額を超えるもの	国 債	—	—	—
	地 方 債	—	—	—
	社 債	—	—	—
	そ の 他	2,000	2,002	2
	外 国 債 券	2,000	2,002	2
	小 計	2,000	2,002	2
時価が連結貸借対照表計 上額を超えないもの	国 債	—	—	—
	地 方 債	—	—	—
	社 債	—	—	—
	そ の 他	—	—	—
	外 国 債 券	—	—	—
	小 計	—	—	—
合 計		2,000	2,002	2

3. その他有価証券（平成30年3月31日現在）

	種類	連結貸借対照表 計上額（百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株 式	18,035	12,865	5,169
	債 券	161,425	159,803	1,622
	国 債	47,447	46,736	710
	地 方 債	36,118	35,856	261
	社 債	77,859	77,209	650
	そ の 他	22,827	22,518	308
	外 国 債 券	11,142	11,024	118
	小 計	202,287	195,186	7,101
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株 式	2,281	2,465	△184
	債 券	21,056	21,102	△45
	国 債	6,098	6,111	△13
	地 方 債	8,990	9,015	△24
	社 債	5,968	5,976	△8
	そ の 他	78,362	80,711	△2,349
	外 国 債 券	56,778	57,924	△1,146
	小 計	101,700	104,280	△2,579
合 計		303,988	299,467	4,521

（注）非上場株式等（連結貸借対照表計上額1,787百万円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）
該当ありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
株 式	3,684	1,001	－
債 券	57,889	369	405
国 債	39,690	59	404
地 方 債	9,685	135	1
社 債	8,513	174	－
そ の 他	95,950	723	391
外 国 債 券	90,683	690	261
合 計	157,525	2,094	797

6. 減損処理を行った有価証券
該当ありません。

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託 (平成30年3月31日現在)
該当ありません。
2. 満期保有目的の金銭の信託 (平成30年3月31日現在)
該当ありません。
3. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外) (平成30年3月31日現在)

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち連結貸借 対照表計上額が 取得原価を 超えるもの (百万円)	うち連結貸借 対照表計上額が 取得原価を 超えないもの (百万円)
その他の 金銭の信託	1,200	1,200	-	-	-

(注) 「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	8,629円71銭
1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額	244円52銭
潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額	244円18銭

(企業結合等関係)

共通支配下の取引等

当行による子会社株式の追加取得

1. 取引の概要

- (1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容

結合当事企業の名称 清水信用保証株式会社

事業の内容 信用保証業務

- (2) 企業結合日

平成29年6月9日

- (3) 企業結合の法的形式

非支配株主及び連結子会社からの株式取得

- (4) 結合後企業の名称

名称に変更はありません。

- (5) その他取引の概要に関する事項

資本構成見直しによるガバナンスの強化を目的に、非支配株主及び連結子会社が保有する株式を取得したものであります。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日）に基づき共通支配下の取引等として処理しております。

3. 子会社株式の追加取得に関する事項

(1) 取得原価及びその内訳

取得の対価	現金預け金	3百万円
取得原価		3百万円

なお、上記の記載は、非支配株主との取引に係るものであり、連結会社相互間の取引については全額を相殺消去しております。

(2) 非支配株主との取引に係る当行の持分変動に関する事項

- ① 資本剰余金の主な変動要因
子会社株式の追加取得
- ② 増加した資本剰余金の金額
248百万円

(ストック・オプション等関係)

1. ストック・オプションにかかる当連結会計年度における費用計上額及び科目名

営業経費 14百万円

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	平成27年 ストック・オプション	平成28年 ストック・オプション	平成29年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行の取締役 (社外取締役を除く) 8名	当行の取締役 (社外取締役を除く) 8名	当行の取締役 (社外取締役を除く) 8名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注)	普通株式 5,290株	普通株式 8,380株	普通株式 4,460株
付与日	平成27年8月3日	平成28年8月1日	平成29年7月31日
権利確定条件	権利確定条件は 定めていない	権利確定条件は 定めていない	権利確定条件は 定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は 定めていない	対象勤務期間は 定めていない	対象勤務期間は 定めていない
権利行使期間	平成27年8月4日から 平成52年8月3日まで	平成28年8月2日から 平成53年8月1日まで	平成29年8月1日から 平成54年7月31日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（平成30年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	平成27年 ストック・オプション	平成28年 ストック・オプション	平成29年 ストック・オプション
権利確定前			
前連結会計年度末	－	－	－
付与	－	－	4,460株
失効	－	－	－
権利確定	－	－	4,460株
未確定残	－	－	－
権利確定後			
前連結会計年度末	5,290株	8,380株	－
権利確定	－	－	4,460株
権利行使	1,760株	2,560株	－
失効	－	－	－
未行使残	3,530株	5,820株	4,460株

② 単価情報

	平成27年 ストック・オプション	平成28年 ストック・オプション	平成29年 ストック・オプション
権利行使価格	1円	1円	1円
行使時平均株価	－	－	－
付与日における公正な評価 単価	3,500円	2,731円	3,278円

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された平成29年ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

(1) 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

(2) 主な基礎数値及び見積方法

	平成29年ストック・オプション
株価変動性 (注1)	33.3%
予想残存期間 (注2)	3.9年
予想配当 (注3)	60円/株
無リスク利子率 (注4)	△0.08%

- (注) 1. 予想残存期間に対応する期間 (平成25年9月から平成29年7月まで) の株価実績に基づいて算定しております。
2. 過去10年間に退任した取締役の退任時年齢の平均と、現在の在任取締役の現在年齢の平均との差を予想残存期間とする方法で見積もっております。
3. 平成29年3月期の配当実績であります。
4. 予想残存期間に対応する国債の利回りであります。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。